
資 料 編

資料1 かまくら教育プラン策定の経過

資料2 告 示 文（写）

資料3 具体的な取り組み一覧

資料3 具体的な取り組み一覧 については、
平成21年3月に見直しを行い、改訂しました。
平成23年3月に見直しを行い、改訂しました。

かまくら教育プラン策定の経過

<p>〔平成14年度〕</p> <p>平成 14 年7月 17 日から 平成 15 年3月 19 日</p> <p>平成 15 年1月 25 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かまくら教育プラン策定委員会会議の開催(平成14年度、会議を5回開催)。第1回策定委員会において、「(仮称)かまくら教育プラン」の基礎となる「鎌倉市の学校教育の将来に向けた構想及び指針」について諮問 ・「かまくら教育トーク」の開催 ・インターネット等による市民意見の募集(平成 16 年 1 月まで)
<p>〔平成 15 年度〕</p> <p>平成 15 年5月 29 日～ 平成 16 年3月 19 日</p> <p>5月 15 日～5月 28 日</p> <p>6月 17 日～7月7日</p> <p>8月6日～ 平成 16 年1月 19 日</p> <p>平成 16 年3月 25 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かまくら教育プラン策定委員会会議の開催(平成15年度、会議を5回開催) ・保護者・教職員アンケートの実施 ・児童生徒アンケートの実施 ・小委員会会議の開催(4回開催) ・提言書「鎌倉市の学校教育の将来に向けた構想及び指針 ～「かまくら教育プラン」への提言～」を受理
<p>〔平成 16 年度〕</p> <p>平成 16 年4月～</p> <p>5月～</p> <p>6月1日～30日</p> <p>11月</p> <p>11月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係各課との調整 ・「かまくら教育プラン(素案)」作成 ・市内の全公・私立小中学校へ素案配布。意見募集 ・市内の全幼稚園・保育所へ素案配布。意見募集 ・広報かまくら6月1日号に素案掲載 ・素案に対する市民意見の募集(33件・184項目) ・「かまくら教育プラン(案)」の作成 ・教育委員会 11 月定例会において「鎌倉市の学校教育における基本方針と目標」を可決、同日告示。「かまくら教育プラン」を承認

告示文（写）

鎌倉市の学校教育における基本方針と目標

（平成16年11月10日 鎌倉市教育委員会告示第15号）

鎌倉市の学校教育における基本方針と目標を次のように定める。

基本方針	目 標
<p>1 子どもたちが安心して学び生活できる、安全で開かれた学校づくりを進めます。</p>	<p>(1) 子どもたちが教師や友人との信頼関係を築き、楽しく活気ある学校生活が送れるよう取り組みを進めます。 (2) 家庭、地域と協力して、すべての子どもたちが安心して過ごせる安全な学校にするための取り組みを進めます。 (3) 家庭、地域との連携のもとに、信頼と相互交流をいっそう進める「開かれた学校づくり」に努めます。</p>
<p>2 子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力の向上をめざします。</p>	<p>(1) 学習の基礎・基本を定着させ、「わかる授業」をよりいっそう徹底させます。 (2) 学習に対する子どもたちの興味・関心・意欲を引き出し、自ら学ぶ気持ちをはぐくみます。 (3) 子どもたちがさまざまな体験を通じた学習をすることにより、自ら考える力と行動する力を身につけさせます。 (4) 子どもたちが鎌倉の自然、歴史、芸術、文化などの学習を通して、郷土を愛する心をはぐくみ、国際的な視野を広げる取り組みを進めます。</p>
<p>3 子どもたちに社会性・道徳性を身につけさせ、共に生きる心をはぐくみます。</p>	<p>(1) 子どもたちが日々の活動や地域の人々とのふれあいを通して、感謝する心や思いやりの心、譲り合いの心をはぐくみ、社会性や道徳性を高めるよう指導します。 (2) 学校は家庭や関係機関との連携をいっそう深め、子どもの心の問題の解決に向けた取り組みを推進します。 (3) 障害のある人もない人も共に学び育つことを喜び合える環境づくりを進め、共に生きる社会の大切さを理解させます。 (4) 子どもたちの豊かな成長のために、家庭、幼稚園・保育所、学校などが連携し協調して、連続性のある取り組みを進めます。</p>
<p>4 子どもたちの心と体を健やかに成長させ、豊かな感性を養います。</p>	<p>(1) 家庭と連携して子どもたちに正しい生活リズムと生活習慣を身につけさせ、心身の健康の増進を図ります。 (2) 子どもたちに体を動かすことの大切さを認識させ、運動能力や体力の向上に向けた取り組みを進めます。 (3) 家庭と連携して「食育」に取り組み、子どもたちの健康の基盤づくりを進めます。 (4) 子どもたちが芸術活動や文化活動を通して、豊かな心をはぐくむことができるよう取り組みを進めます。</p>
<p>5 安心して子育てができる環境づくりを進めます。</p>	<p>(1) 子育ての楽しさや喜びを感じられるよう、関係機関や子育て支援団体などによる、支援のネットワークを充実します。 (2) 子どもたちが安全に安心して外遊びができるよう、地域と一体になって、遊び場の環境づくりを進めます。</p>

基本方針 1

子どもたちが安心して学び生活できる、安全で開かれた学校づくりを進めます

楽しく活気ある学校生活

《 校内における教育相談 》

各学校では、児童・生徒一人ひとりがもっている人間関係や心の悩み、学習・生活などの教育上の問題について、本人や保護者からの相談を、教育相談コーディネーターを中心として、担任・養護教諭・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員などすべての教職員が行う教育相談の体制を作っています。

《 教育センター相談事業 》

教育センターでは、相談事業と教育支援事業を行っており、幼児から青少年までの教育や生活上の諸問題の相談を受けています。また、教育支援教室「ひだまり」では、不登校で悩んでいる児童・生徒に対する教育支援・学習支援・進路相談・カウンセリング等を行っています。

《 スクールカウンセラー等による相談会 》

児童・生徒または保護者が、担任や教員以外に相談したい場合や専門的な助言を求めたい時などのために、各中学校区にスクールカウンセラー等の相談員を配置しています。

《 心のふれあい相談員 》

いじめの早期発見・早期対応・教育相談体制の充実を図るため小学校に「心のふれあい相談員」を配置しています。悩みや問題を抱えている児童や保護者からの相談について、教員と連携を図り、教育相談体制の充実を図っています。

《 学校課題解決研修会 》

各学校の教育的ニーズに応じた研修を支援するため、学校からの要請にもとづいて講師を派遣し、校内研修会の充実を図っています。

《 たてわりグループによる異学年とのかかわり 》

小学校では、低・中・高学年のブロックごとの交流、たてわりグループでのウォークラリーや遊びなどを通して、異学年とのかかわりを持てるような活動を行っています。

《 相談ポスト 》

各小中学校では、相談ポストを設置し、児童生徒の悩み等に対応しています。

《 子どもの相談機関紹介カードの配布 》

市内小・中学校在籍の児童生徒全員に『「いじめ」「虐待」「学校でのトラブル」で悩んでいませんか?』と題した子どもの悩みに対応する、複数の相談機関の電話番号を記したカードを配付し、相談機関の紹介と周知を行っています。

《 子どもの人権委員による相談 》

人権擁護委員の中から選任された、「子ども人権委員」が、子どもの人権にかかわる問題の解決に努めています。

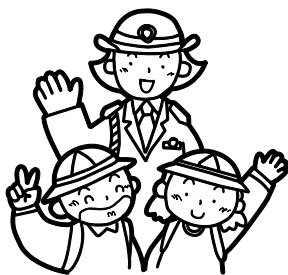
安心・安全な学校
～家庭・地域との協力～

《 児童安全指導 》

市内小学校の児童を危険や暴力から守るために行っています。平成23年度は小学校1・2年生を対象に、平成24年度からは小学校1年生を対象に実施します。

《 ピーガル君の家・こども110番 》

地域において、自主的に子どもを事件・事故から守るために平成9年から実施され、子どもたちを犯罪から守り、子どもの保護や救護、さらには不審者を発見した際の110番通報を依頼する、子ども駆け込み寺的避難場所をいいます。警察と防犯協会が取り組んできた「ピーガル君の家」のほかに、各学校のPTAや保護者会の校外活動として「こども110番の家」もあり、これらによって地域における子どもの安全確保が進められています。さらに、「こども110番の家」だけでなく、自転車や自動車に「こども110番」や「パトロール中」のプレートをつける活動も行っています。



《 校外委員 》

学校外における児童生徒の安全を守る活動を行っています。PTAの組織として位置付けられていますが、PTA未組織校にも設置されています。

《 安全マップ 》

多くの学校で、交通事故発生場所や危険箇所、不審者の出没箇所、暗い道などを取り上げて安全マップを作成し、児童生徒の安全と安心を保つための指導に役立てています。

《 スクールゾーン等の対策 》

平成20年度から、警察・藤沢土木事務所・市P連・市関係課等からなるスクールゾーン等交通安全対策協議会を設置し、関係機関相互の連携を強化し、交通安全対策を実施しています。協議会では、スクールゾーンや通学路の交通安全計画の策定や中長期計画の進行管理を実施するとともに、スクールゾーン等の交通安全対策要望を協議し、対策を実施しています。

《 安全な通学路づくり 》

各学校では、毎年、教職員、校外委員などが通学路の安全点検を行い、改善箇所がある場合は、教育委員会に報告し、教育委員会はスクールゾーン等交通安全対策協議会に改善要望を行っています。

《 こども安全パトロール 》

子どもを事故や犯罪の被害から守るため、青色回転灯付きパトロールカーを3台配置し、子育て支援施設（子ども会館・子どもの家、保育所、幼稚園等）を中心に巡回し、子どもの安全対策を図っています。

《 安全で安心して遊べる環境づくり 》

子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、「不審者侵入対策訓練」や「誘拐連れ去り防止教室」など、子どもの安全確保対策に取り組んでいます。

《 街頭指導事業 》

子どもたちの健全な育成と非行防止のために、安全で安心した生活環境づくりに向けた児童生徒の下校時の街頭指導やキャンペーン、環境浄化調査・パトロールなどを実施しています。

《 学校施設維持整備事業 》

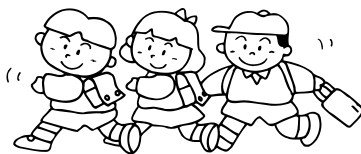
学校施設の維持整備に当たっては、児童生徒に安全で快適な学習環境を提供するとともに、生活の場としてのゆとりと潤いのある環境づくりに努める必要があります。このため、既存の校舎・体育館等の改修及び改築にあたり、学習形態の多様化への対応、バリアフリー化、シックスクール対策など、質的、機能的な面での向上を図るため、「学校施設整備計画」の着実な達成に向けて取り組んでいます。

《 児童生徒に対する交通安全教育の実施 》

歩行中や自転車利用時の安全確保と交通ルールへの理解を深めるため、関係機関と連携を図り「歩き方教室」や「自転車教室」等の交通安全教育を実施しています。

《 登下校の見守り 》

児童の登下校時の安全を守る活動を地域・保護者・PTA等と協力して行っています。



《 避難訓練 》

各学校では、それぞれの防災マニュアルにのっとり、地震・火災を想定しての適切な避難方法を知るとともに、緊急時に速やかに行動できるように訓練を行っています。

《 防犯対策 》

各学校では、安全管理マニュアルを作成し、防犯グッズの校内配備、不審者侵入対応訓練等の安全対策を講じています。

《 防犯ブザーの配布 》

小中学生が不審者から身を守るため、市内在住・在学の児童生徒に防犯ブザーを配付しています。

《 関係機関との連携 》

児童生徒の非行防止、健全育成のために、警察と連携した「学校・警察連絡協議会（学警連）」が組織されています。また、中学校生徒指導対策協議会では保護司会との連携も図っています。

児童虐待防止に関しては、児童相談所との連携を図っています。福祉教育の実施に当たっては、社会福祉協議会との連携のもとに、さまざまな取り組みを実施しています。

《 防災行政用無線によるメロディー放送 》

子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、帰宅を促すため、防災行政用無線の機能点検を兼ねて、毎日夕方に「夕焼け小焼け」のメロディーを放送しています。

開かれた学校づくり
家庭・地域との連携

《 学校評議員制度 》

学校長の学校運営に資するために、保護者や地域住民などからなる学校評議員を置き、意見を聞く制度です。

《 学校評価 》

学校として組織的・継続的な改善を図ることを目的として、各学校が、教育活動、その他の学校運営について目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さなどについて評価を行っています。

《 学校へ行こう週間 》

保護者や地域の方が学校を身近に感じ、学校に対する理解や支援をより一層深めていただくよう、期日を定めて授業やクラブ活動、部活動などを公開しています。

《 地域懇話会・懇談会 》

中学校区で、学校、保護者会、PTA、自治会、青少年育成団体等の代表が集まり、地域の児童生徒の学校生活や放課後の生活等について情報交換をしています。

《 学校のホームページ 》

学校ホームページにより情報提供を行っています。

基本方針 2

子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力の向上をめざします

わかる授業

《 少人数指導 》

学級を一つの大きな集団から複数の小集団に分け、それぞれの集団の中でより個に応じた丁寧な指導ができる「少人数の指導」に取り組んでいます。

《 複数教員による指導 》

「ティームティーチング（TT）」と呼ばれ、複数教員が協力し合って行う指導のことです。子どもの多様な思いや願い、興味・関心、個性的な学びに手厚く応えるよう取り組んでいます。

《 習熟の程度に応じた授業 》

児童生徒の目標の達成状況をもとに、複数の学習集団に分けて授業を行っています。子どもの実態や指導の場面に応じて、より「個に応じた指導」が可能となります。基礎・基本の習得と児童生徒の興味・関心等に応じた、発展的・補充的な学習ができるようになります。

《 教員の指導力向上の研修 》

「授業づくり実践研修会」では、児童・生徒の学力向上につなげ、教員の指導力を高めるために、学校に講師を派遣し模範授業を行い、実践的な場面での授業改善や工夫に生かしています。

「学校課題解決研修会」では、校内研修を支援するため、学校からの要請にもとづいて講師を派遣し、研修の充実を図っています。



教員の指導力向上の研修

《 学校訪問 》

教育委員会の指導主事が各学校を訪問し、教育方針・学校経営等について把握し、授業参観と教員との懇談により学校との意思疎通を図り、授業づくり・研究研修の充実を図っています。

《 教員の経験年数に応じた研修 》

新採用教員を対象として、学習指導や学級経営に必要な基礎的・基本的な知識と技能を習得するために研修を行っています。また、2年目、3年目の教員に対しても指導力と資質向上を目的として研修を行っています。

《 校内での研修 》

各校において教育課程や児童生徒指導等の課題について研修担当が中心になって年間計画を作成し、研究研修事業に取り組んでいます。

毎年度、順番により、①教育課題指定研究事業（小学校6校、中学校3校）、②校内研修充実事業（小学校10校、中学校6校）の2事業のいずれかに取り組んでいます。

《 福祉教育研修会 》

市内の小・中学校の教員を対象に、福祉教育への理解を深めてもらうことや地域の教育力の紹介を、毎年鎌倉市社会福祉協議会の主催で行っています。

《 日本語指導等協力者派遣 》

日本語の理解や学校生活に十分に適応できていない帰国児童生徒、外国籍児童生徒などに対し、日本語指導等の支援を行い、学校生活への適応を図っています。

《 少人数学級編成 》

平成19年度から小学校1学年、20年度から小学校1・2学年で1学級35人以下の少人数学級編成を実施し、小学校市費負担非常勤講師を配置して、学習面及び生活面のきめ細かな指導の推進・充実を図っています。

自ら学ぶ気持ちをはぐくむ

《 読書活動の取り組み 》

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、市立の小・中学校では、毎週、朝のホームルームの時間等を活用して読書活動に取り組んでいます。また、「読書活動推進員」「学校図書館専門員」を雇用し、市立の小・中学校へ派遣する中で、児童生徒への読書活動推進のための読み聞かせやブックトーク、図書紹介などをはじめ、図書室での事務や整理を行っています。

平成20年2月に策定された「鎌倉市子ども読書活動推進計画」をもとに読書環境の整備を進めています。

《 特色づくり推進事業 》

児童生徒・保護者・地域の人にとって魅力ある学校となるよう、保護者や地域の人と連携して各学校が創意工夫のある取り組みを行い、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進しています。取り組み内容としては、多くの学校が地域との連携を中心に教育活動の充実や読書指導等の実践をしています。また、校内の環境整備に取り組んでいる学校もあります。

《 総合的な学習の時間 》

自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質を身につけることをねらいとして授業展開をしています。各学校の児童生徒、地域の実態に応じて、環境教育、福祉教育、情報教育、国際教育、キャリア教育などの内容に取り組んでいます。具体的には、地域の方々や専門家の協力を得て、郷土学習、野菜や草花の栽培、川の汚れや酸性雨の調査を通じた環境学習、障害のある方や高齢者との交流、インターネットを活用した情報収集・活用、小学校の英語活動、異文化体験、身近な職場での職業体験などに取り組んでいます。

《 子ども議会 》

平成13年度から、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて体験を通して学習する目的で開催しています。隔年で小学校と中学校が交互に対象となり、各学校2名の代表が参加して一般質問、子ども議会宣言の採択を行っています。



子ども議会（中学生）

《 情報教育 》

中学校ではコンピュータールームを設置し、各教科の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身につけ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できることをめざしています。小学校でも、コンピュータ教室に各校21台の整備計画を進め、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータの基本的操作や情報モラルを身につけ、適切に活用できることをめざしています。

《 環境教育 》

身近な自然環境や生活環境に興味を持ち、環境保全に対する認識を深めたり、行動力等を身につけたりするという、いわゆる「生きる力」の育成に視点を置きながら、地球環境の問題や、リサイクル、ごみ問題などをテーマにして、市立小・中学校の総合的な学習の時間において環境教育の充実を図っています。

《 児童作品展 》

市内の国公立全小学校（17校）の全学年の書写と図工の作品が鎌倉芸術館ギャラリーで展示されます。鑑賞を通して他校との交流を図っています。

《 鎌倉駅地下道「ギャラリー50」への作品等展示 》

児童生徒の絵画や工作、研究物等を鎌倉駅地下道「ギャラリー50」に展示することにより、学校教育の成果の一端を広く公開しています。

郷土を愛する心を育む
鎌倉の自然、歴史、芸術、文化などの学習

《 かまくら子ども風土記 》

鎌倉の歴史、地理、寺社の縁起、地域に伝わる行事や伝説などについて、郷土学習資料として教育センターが作成し、各学校で活用し、地域学習に役立っています。平成20年度に改訂を行いました。

《 理科・社会科の副読本による郷土学習 》

教育センターが発行している「かまくら」を小学校社会科で、「私たちの鎌倉」を中学校社会科で、「鎌倉の自然」を中学校理科で副読本として扱い、鎌倉市における地理・社会事象・文化・歴史等の学習に役立っています。

《 砂工作の会 》

市内の国公立全小学校（17校）の4年生が鎌倉の海岸で、砂を主材料として行う造形活動で、

材木座海岸と腰越海岸の2会場に分かれて実施しています。各学校ともグループに分かれ作品を制作し、他校の作品を鑑賞し合い、交流を図る場となっています。

国際的な視野を広げる

《 出前講和“平和” 》

希望する小・中学校を対象に、戦争体験者や国際協力活動家などを派遣し、その体験談などを聴かせる出前の講演会を実施し、平和や国際協力について考えるきっかけとしています。

《 外国人英語講師（ALT）・国際教育 》

中学校では英語の授業に外国人英語講師を派遣し、コミュニケーション能力の育成に努めています。小学校では外国語活動等の時間にネイティブスピーカーなどとのふれあいを通じて「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」「外国語に慣れ親しむ」「体験的な学習」として取り組んでいます。



外国人英語講師（ALT）

基本方針 3

子どもたちに社会性・道徳性を身につけさせ、共に生きる心をはぐくみます

社会性や道徳性を高める
日々の活動、地域の人々とのふれあい

《 道徳教育 》

各学校で年間指導計画をもとに行われています。教育センターで地域を題材にした道徳資料集「かまくらのはなし」を作成し、各学校へ配付するとともに、「かまくらのはなし」を活用した研究授業研修会を行いました。

《 社会教育研修会 》

再掲：資料編 P7 参照

《 PTA・保護者会や地域の人々と協力した取組 》

「総合的な学習の時間」を中心に、外部講師として保護者や地域の人々に協力を得ています。学校の教員が地域の方を対象にした公開講座の講師をしたり、地域の方と協力して行事やお祭りなどを実施しています。

《 青少年指導員 》

青少年指導員は、青少年の健全な育成を図るため、地域での担い手として活動しています。地域の人と人を結びつけるコーディネーター的な役割を果たしながら、青少年の自発的活動や、育成活動を推進し、地域の青少年団体の活動を盛んにするための援助や青少年育成組織を強化するための支援を行っています。

《 子ども会 》

子どもたちの健やかな成長を願い、申請にもとづき、子ども会の活動に補助金を支出し、活動を支援しています。



子どもの心の問題の解決
家庭・関係機関との連携

《 いじめや不登校をなくす取組 》

教育センター相談室において、いじめ・不登校等の相談を行っています。また不登校児童・生徒が通う教室として、教育支援教室「ひだまり」を設置し、カウンセラー、教育相談指導員の個人面談から、小集団での人間関係づくり、学習支援に取り組み、児童・生徒の生活を支援しています。また、児童・生徒の人間関係づくりが、いじめ等の防止にも役立つことを考え、人間関係づくりの研修会を開催しています。

《 校内における教育相談 》

再掲：資料編 P3 参照

《 教育センター相談事業 》

再掲：資料編 P3 参照

《 心のふれあい相談員 》

再掲：資料編 P3 参照

《 民生委員・児童委員 》

民生委員・児童委員として、法にもとづいて委嘱された200名余りの方々が活動しています。また、児童に関する問題を主に担当する主任児童委員 20名が活動しています。福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関が行う事業について協力してもらい、住民と行政機関の橋渡し役となっています。

共に学ぶ環境
共に生きる社会

《 障害のある子どもたちへの教育 》

特別支援学級を設置して障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの子どものニーズに応じた適切な教育を行っています。また、障害のある児童生徒と通常の学級の児童生徒とがふれあうよう交流を行っています。

《 教育相談・就学相談 》

教育上特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活や就学等に関する相談を随時行っています。

《 学齢児療育相談 》

特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が、学校や地域でより充実した生活が送れるよう、保護者との相談や助言を行っています。

《 学級介助員 》

通常学級及び特別支援学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、生活面や安全面での介助を行っています。鎌倉市の非常勤嘱託員が担当します。

《 スクールアシスタント 》

通常学級に在籍している支援を必要とする児童生徒に対して、授業中の学習面への支援を行います。教員免許を有する鎌倉市の非常勤嘱託員が担当します。

《 特別支援教育巡回相談員 》

支援を必要とする児童生徒の実態把握、適切な支援についての助言、校内支援体制整備への助言等を行います。心理面、発達障害等についての専門的知識を有する鎌倉市の非常勤嘱託員が担当します。

《 学級支援員 》

市内小・中学校に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対して、必要な場面に応じて安全確保や生活支援を行います。支援員は、市民による有償ボランティアです。

《 教育相談コーディネーター連絡会 》

小中学校の特別支援教育の窓口となる教育相談コーディネーターが参加し、情報交換及びコーディネーター研修を行います。

《障害児者福祉の推進》

鎌倉市では、平成19年3月に「鎌倉市障害者福祉計画」を策定し、「障害のある人も障害のない人も、だれもが生涯にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」をめざして「ともに学び・育つ環境の充実」を図るため障害児保育・教育の充実、療育相談や発達支援の推進の取り組みや支援策について計画をまとめ、進行状況の把握、点検をしています。

《高齢者との世代間交流》

世代を超えた交流を推進して、高齢者の豊かな経験と知識を活用し、昔遊びの伝承などに取り組んでいます。



《乳幼児とのふれあい》

小・中学校では、福祉教育やキャリア教育の目的で、幼稚園や保育所での乳幼児とのふれあいを通じて、発達や成長の仕組み、他者へのやさしさや思いやりなどを身につけ、次代の保護者としての豊かな人間性をはぐくむよう取り組んでいます。

《人権・同和教育》

教育課題研修会として、市立小・中学校の人権・同和教育をより推進するために、教育センターでは人権・男女共同参画課との共同開催で人権・同和教育研修を実施し、教職員の理解と認識を深めています。

《中学生人権作文コンテスト》

鎌倉市人権擁護委員会では、市内の公立・私立中学校の生徒を対象に人権に関する作文を書くことを通じて人権尊重の重要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に中学生人権作文コンテストを実施しています。

《出前講和“平和”》

再掲：資料編 P9 参照

家庭、幼稚園、保育所、学校の連携
連続性のある取り組み

《幼・保・小の連携を促進する研究会》

幼稚園・小学校の教員と保育所の保育士で構成される研究会等を開催し、幼児教育に関する今日的課題の研究を推進するとともに、保育参観や授業参観、講演会を実施し、実態や諸課題について情報交換と研究協議を行っています。現在は、次の5つの研究会等が行われています。

- ①幼児教育研究会 ②幼児教育研修会
- ③幼児教育研究協議会 ④幼・保・小連携研修会
- ⑤幼・保・小交流事業

《幼保小連絡会議》

幼児教育に関連する課題の解決に向けた情報交換や幼児教育振興のための研究及び研修を行うことにより、幼稚園、保育園、市立小学校の連携を図ることを目的として、関係団体及び関係各課で構成する幼保小連絡会議を行っています。

《幼・保・小の連携》

幼稚園や保育所の園児を小学校に招待して学校案内をしたり、学校生活を紹介したりしています。

《 小・中学校の連携 》

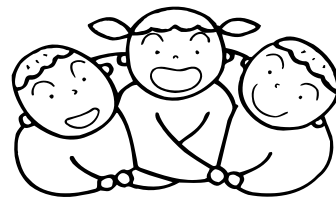
学区の小・中学校の教員が連絡会を開き、児童生徒の情報交換を行っています。小学校6年生が中学校へ行き、授業や部活動を体験したり、中学

校の教員が小学校で出前授業を行うなどの取り組みを行っています。また、この取組をさらに充実させるため「鎌倉市における小中一貫教育を平成26年度を目途に実施し、小・中学校の滑らかな接続を目指します。

基本方針 4

子どもたちの心と体を健やかに成長させ、豊かな感性を養います

心身の健康の増進
正しい生活リズムと生活習慣



《 歯科保健指導 》

歯科医師会の協力を得て小学校では、歯の模型・紙芝居などを利用して年齢にあわせた歯科保健指導を行い、中学校では、自分の歯の健康について正しい知識を理解するために講演形式による歯科保健指導を実施しています。

《 鎌倉ならではの自然環境 》

鎌倉には海・山・川や池などの自然の遊び場が身近にあります。主に「天園ハイキングコース」「葛原岡・大仏ハイキングコース」「祇園山ハイキングコース」の3つのハイキングコースを紹介し、多くの人に利用されています。

《 学校保健大会の開催 》

学校保健への意識を高めるとともに、児童生徒の心身の健全な発達をめざし、学校保健大会を学校保健会と伴に開催しています。

運動能力や体力の向上
体を動かすことの大切さ

《 「かまくらっ子」の調査・研究 》

鎌倉市に在園・在学する幼児、児童生徒がどのような生活をし、意識をもっているか、5年ごと（最近では平成20年度に実施）に日常生活を中心に調査・把握を行っています。過去の調査と比較検討することで、子どもたちの意識や実態の変化を明らかにし、子どもたちの心身の健全な発達のための参考資料としています。

《 体力向上への取組 》

小・中学校では、児童生徒の体力向上にむけて、学校教育研究会体育・保健体育部会を中心に授業研究を行い、指導の充実を図っています。また、校内ドッジボール大会、持久走大会等を実施するとともに、中学校では部活動に全校で力を入れ、各種大会が実施されるなど、児童生徒がさまざまな運動に夢中になって取り組む経験をすることにより、運動への興味・関心を高め、その結果として運動習慣が身につくよう配慮しています。さらに、休み時間を体力向上のために有効に使い、運動する時間の確保に努めるなど、運動環境を整えています。

《陸上記録大会》

市内の国公立全小学校（17校）の6年生が一堂に会して「陸上記録大会」を開催しています。公認の陸上競技場で競技するという得がたい経験から、自らの記録に挑戦し、運動することの楽しさを味わい、意欲的に運動しようとする態度を育てます。また、中学校では、部活動に全校で力を入れ、各種大会が実施されています。

《水泳補助指導員》

小学校体育科の水泳学習で、指導の安全と充実を図るため、専門の知識と指導力を持つ地域の方々を「水泳補助指導員」として各学校に派遣しています。

《中学校運動部活動補助指導員》

中学校の運動部活動において、専門的技術などの指導が要求される場合、顧問の協力者として補助指導者を派遣しています。平成22年度は3校の柔道部または剣道部に派遣を行いました。

《中学校体育連名（中体連）》

運動競技の発展を図り、保健体育全般にわたる研究をし、体育文化の向上を目的に活動しています。市立9校、国立1校、私立6校が加盟しています。競技部（専門部）には、14の種目別の専門部があり、総合体育大会などの各種競技会の企画・運営を行っています。研究部会は保健体育の調査研究や研究発表・講習会などを行っています。また、2つの特別委員会で中学校体育連盟の課題について検討しています。当連盟では、加盟校が各種競技会を通じて、鎌倉市の中学生としての、ふれあいとまとめ、心身の健全な発達を期することを目的に、毎年6月から総合体育大会が行われています。

《スポーツ関連事業》

子どもたちが充実した毎日が過ごせるように、スポーツを通じた「健康なからだづくり」と、スポーツによってルールを守ることの大切さや、フェアプレーの精神を学ぶ「健全な心づくり」を進めており、平成21年度にスポーツ課が実施した小・中学生を主に対象としたスポーツ事業は、「子どもの体操教室」「チャレンジスポーツ」「巡回楽しくスイミング」「材木座海岸子ども教室」「マリンスポーツ」など13事業で、延べ1,758人の参加がありました。

子どもたちの健康の基盤づくり
家庭と連携した「食育」への取り組み

《食育について》

児童に行っている食育としては、「食事の重要性」「心身の健康」を理解し、「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」を養う「食文化」の尊重など、体にかかわる事柄や食品の旬や地場産・生産・加工・流通に係わる事柄などを関連教科で年間計画を立てて、栄養職員と教員が連携して行っています。

《学校給食事業》

市立小学校では衛生面等に細心の注意を払い、また、できるだけ地場産物を利用して安全で安心な学校給食を実施しています。また、食事調査をもとに児童の食生活からみた栄養量の確認を行っています。



学校給食の様子

《 給食だより 》

学校給食の内容を紹介したり、児童の給食での様子から、家庭での食生活の見直しを図るなど、食生活に関する情報を随時発信しています。

《 ランチルーム 》

多くの小学校では、教室とは違う、食事をするのにふさわしい場としてのランチルームにおいて、給食時間を過ごす機会を設けています。ランチルームは、子どもたちが食を通じて他のクラス児童や担任以外の教職員と交流を図る場として活用され、さらに、栄養職員が食育を行う場としても活用されています。

《 食物アレルギーへの対応 》

食物アレルギーのある子どもの給食には、除去食で対応しています。調理過程で除去が可能なものを除去するとともに、給食の献立に工夫を凝らし対応しています。

《 料理講習会 》

学校給食について、より一層の理解を深められるよう、毎年夏休みに料理講習会を開催しています。市立小学校の保護者と子どもに参加を呼びかけ、学校給食のメニューを実際に作り、試食を行っています。

《 学校給食展 》

児童や保護者はもとより、広く市民にも食に対する関心や学校給食に対する理解をより一層深めてもらえるように、学校給食展を開催し、講演会や試食会を実施しています。

豊かな心を育む
芸術・文化活動

《 中学校文化連盟 》

中学校文化連盟連合文化祭を例年開催し、市内の国公立中学校の文化部所属生徒が、各種文化芸術活動を通じて、鎌倉市の中学生同士としてふれあい結束して活動しています。また、演劇発表会や中学校音楽会を通じて文化芸術活動への意欲・技術の向上を図っています。

《 放課後子ども教室推進事業 》

この事業の目的は放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全で安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進することにあります。

国と県と市がそれぞれ3分の1ずつ費用を負担する補助事業で、鎌倉市では「鎌倉市放課後子ども教室推進事業運営委員会」を設置し、鎌倉市立稲村ヶ崎小学校で英語、囲碁、昔遊び、読み聞かせ、理科、スポーツなどの教室を実施しています。

《 小学校音楽会 》

市内の国公立全小学校(17校)の代表学年の児童が鎌倉芸術館大ホールで「小学校音楽会」を開催しています。日頃の学習の成果を発表し、お互いに鑑賞しあうことを通して、意欲的に音楽活動をしようとする態度を育てます。

《 ウィンターコンサート かまくらこどもコンサート 》

子どもたちに、吹奏楽・交響楽鑑賞の機会を与え、音楽を通じて情操教育を図るとともに、市民アマチュア交響楽団及び吹奏楽団を育成し、市民による文化活動のいっそうの普及・振興を図る事業として、例年、12月と3月に開催しています。

《 夏休み写生大会 》

市内在住・在学の小・中学生及び幼児の夏休中における情操教育の一環として、子どもたちに美術(絵画)創作の機会を与え、その作品を展示し、文化活動の振興を図ることを目的として開催するものです。名所・旧跡(主に社寺)を会場にしているため、古都鎌倉の再発見の機会にもなっています。



夏休み写生大会

《 親子景観セミナー 》

小学校3年生から6年生及びその保護者を対象として鎌倉らしい景観をつくり出している風景や建物等を講師の説明を聞きながら見学するセミナーを実施しています。

《 出前講座 》

生徒を対象に鎌倉の景観に関する歴史やこれからの景観づくりなどについて写真や絵を用いて解説しています。

基本方針 5

安心して子育てができる環境づくりを進めます

子育て支援のネットワークの充実

《 支援センターの相談窓口 》

子育て支援センターでは、子育てアドバイザーが育児情報の提供を行うなど、様々な子育て支援を行っています。

船ひまわり、たんぽぽ共同保育園、山崎保育園、保育園アワーキッズ鎌倉】

《 保育園地域交流事業 》

保育園で、育児に関する相談ができます。また、地域の子どもの交流、育児講座なども行っています。【※実施園(平成21年度): 公立保育園全園、富士愛育園、岩瀬保育園、清心保育園、大

《 かまくら子育てメディアスポット 》

平成15年度から「かまくら子育てメディアスポット」を開設し、子育てサークル、遊び場、保育所・幼稚園情報などの子育て支援情報を積極的に提供しています。また、授乳室やキッズコーナーも併設しています。

《 子育て支援センター 》

乳幼児期の子どもとその保護者が、安心して、ゆっくりとくつろげ、また、親子同士で交流できる場として設置しています。さらに、子育て支援センターの子育てアドバイザーが、子育てについての相談に応じ、子育て情報の提供を行っています。平成22年度現在、子育て支援センターを市内3箇所に設置しています。

《 つどいの広場 》

主に乳幼児（0～3歳）とその保護者を対象に子育てに不安を抱える親などが気軽に集える場を提供し、親子同士の交流を図るとともに、子育て・悩み相談などに応じるなど身近な地域での子育て環境の整備促進を図ることを目的に、腰越行政センター、七里ガ浜子ども会館、玉縄子ども会館及び植木子ども会館で開設しています。

《 地域の自主サークル活動 》

子育て支援グループと子育てグループ15団体が集まり、情報交換を行っています。また、講座の企画や「一日冒険遊び場」を各地域で行っています。

《 保健・福祉関係者などによる相談体制 》

家庭訪問・乳幼児健康相談・乳幼児健康診査・育児教室・発達相談・母子グループ指導などで、子育てに関する相談を受け、育児不安の軽減を図り、育児力の向上を目指しています。

《 図書館での取組 》

「おはなし会」・・・4歳くらいから小学校低学年の子どもを対象に、ストーリーテリング（おはなし）や絵本の読み聞かせを行っています。パネルシアターや紙芝居など、広くお話や本の楽しさを紹介しています。

「おひざにだっこのおはなしかい」・・・2～3歳の子どもと保護者を対象に、絵本やわらべうたなど、ことばを通したコミュニケーションを図り、おはなしの楽しさに触れることができます。また、絵本の紹介や読み聞かせの仕方などの相談も受けています。

「ブックスタート」・・・赤ちゃんと保護者が絵本を介してことばのコミュニケーションを持つことを目的とし、6か月児育児教室の場で、メッセージを直接伝えながら絵本を手渡すことで家庭での絵本の時間を作るきっかけとなるよう取り組んでいます。



《 広場・公園などの情報の提供・子育てマップ 》

「かまくら子育てナビきらきら」を発行し、子どもの外遊びを推進するため、地図とともに遊具や公園の特徴などを紹介しています。

《 民生委員・児童委員 》

再掲：資料編 P11 参照

《 関係機関との連携 》

再掲：資料編 P5 参照

《 きらきらサロン 》

子ども会館等を会場に、乳幼児をもつ親子が参加できる子育てに役立つ講座を実施しています。

《 「こどもと家庭の相談室」の開設 》

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じています。また、児童虐待相談については、関係各課及び関係機関等と連携しながら対応しています。

《 障害児放課後余暇支援事業 》

障害のある子どもが放課後等の活動を行う場所を提供し、家族の一時的介護負担の軽減を図っています。

《 発達支援システムネットワーク 》

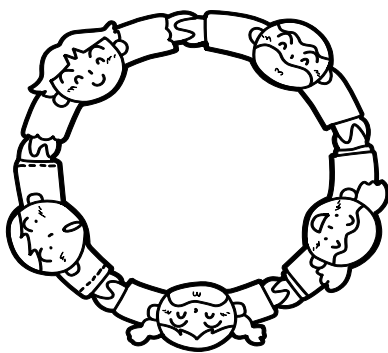
障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対して、保健・福祉・教育などの関連各課・関係機関等が連携し、一貫した継続的な支援を行っています。

《 5歳児すこやか相談事業 》

幼稚園や保育所等と連携しながら、発達障害等の特別な支援を必要とする子どもの早期発見、早期支援を行っています。

《 発達障害啓発のための講演会等の開催 》

発達障害等の特別な支援を必要とする子どもが、地域で豊かに生活できるよう、発達障害啓発講演会等を開催し、市民の発達障害に関する理解促進に努めています。



遊び場の環境づくり

《 子ども会館 》

子ども会館は、地域の子どもたちが自由に遊べるスペースで、市内に14箇所設置されています。設備は、場所によって多少違いはありますが、プレイルーム、図書室、庭、卓球室などが整備されています。また、一部の子ども会館では、地域の育児サークルなどに場所を開放して、幼児期における豊かな遊びの経験の場を提供しています。

《 子どもの遊び場と広場や公園 》

現在、市で管理している公園や緑地は240箇所（平成22年4月1日現在）あります。主なものとしては、海岸との景観を配慮した鎌倉海浜公園、自然観察のできる散在ガ池森林公園、鎌倉駅から近距離に位置する源氏山公園、野球場や庭球場などのスポーツ施設のある笛田公園、谷戸や里山の自然を生かした鎌倉中央公園、丘陵地の優れた樹林地と眺望を有する六国見山森林公園、家族と共に自然とのふれあいが楽しめる夫婦池公園があり、市民の憩いの場として、親しまれています。さらに、児童遊園等（子どもの広場、青少年広場など含む）が36箇所、集合住宅に付設された遊び場などもあります。

《 鎌倉ならではの自然環境 》

再掲：資料編 P13 参照

《 安全で安心して遊べる環境づくり 》

再掲：資料編 P4 参照